

令和 6 年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
環境衛生課	令和6年度 大阪府アライグマ等捕獲個体措置業務（狐友会）	令和6年4月1日	大阪府狐友会富田林支部	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	553,000	大阪府アライグマ防除実施計画または鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づきアライグマの措置について委託するもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	アライグマ等措置業務は、動物愛護の観点から安楽死の措置が必要であり、そのための道具（電気止め刺し機等）の使用を前提としていることから狩猟免許や専門的知識、経験が必要であることに加え、対象鳥獣の性質に精通していることが求められるため。
環境衛生課	令和6年度分別基準適合物の再商品化等に関する業務	令和6年4月1日	公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1,544,070	市が分別収集した資源ごみのうち有償で引き取ってもらえないものについて、再商品化処理を安全かつ適正に行う業務を委託する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	（公財）日本容器包装リサイクル協会は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に規定する指定法人であるため。
環境衛生課	ペットボトル売払契約	令和6年4月1日	豊田通商株式会社 サステナブル合成樹脂部	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	22,599,808	市内の一般家庭から排出された使用済みペットボトルを安定的にリサイクルするために、水平リサイクルを行う業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	契約予定先である豊田通商株式会社は、持続可能な循環型かつ脱炭素社会の実現に資することを目的とし締結した、ペットボトルの水平リサイクルに関する協定に基づき、再商品化処理を安全かつ適正に行うことができるため。
環境衛生課	富田林市清掃事務所清掃業務	令和6年4月1日	公益社団法人 富田林市シルバー人材センター	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	707,390	富田林市清掃事務所の清掃業務	地方自治法施行令167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
環境衛生課	水道水質検査委託業務	令和6年4月1日	大阪府藤井寺保健所	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	535,000	水道法第2条、第5条の2、第39条及び第40条の規定に基づき水道行政を実施するに際し、水道水質検査の実施者は地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に限られるため、検査機関を持たない本市では、水質検査の委託契約が必要となります。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	公的機関である府保健所に委託することで、緊急時の連携対応などにおいて、安定した検査業務が供給されるため。
環境衛生課	資源ごみ（ペットボトル）選別処理業務	令和6年4月1日	藤野興業株式会社	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	28,250,904	市内の一般家庭から排出された資源ごみ（ペットボトル）について、袋から取り出し選別する業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本市管内において、収集した資源ごみを選別処理し、保管等ができる施設を所有している事業者が同社しかいないため。
環境衛生課	資源ごみ（プラスチック製容器包装）選別処理業務	令和6年4月1日	藤野興業株式会社	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	38,138,719	市内の一般家庭から排出された資源ごみ（プラスチック製容器包装）について、袋から取り出し選別する業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本市管内において、収集した資源ごみを選別処理し、保管等ができる施設を所有している事業者が同社しかいないため。
環境衛生課	資源ごみ（カン・ビン）選別処理業務	令和6年4月1日	藤野興業株式会社	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	71,690,652	市内の一般家庭から排出された資源ごみ（カン・ビン）について、袋から取り出し選別する業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本市管内において、収集した資源ごみを選別処理し、保管等ができる施設を所有している事業者が同社しかいないため。
環境衛生課	事業系ごみの処理手数料徴収事務	令和6年4月1日	大阪南農業協同組合 貴志支店・大阪南農業協同組合 大伴支店・大阪南農業協同組合 錦都支店・大阪南農業協同組合 青葉支店・ファミリーマート富田林津々山台店・小堀酒米店・アクティオ・ミニストップ・セブンイレブン富田林中小企業団地店・セブンイレブン富田林喜志二丁目店・ファミリーマート富田林甲田一丁目店・ホームセンターコーナン富田林錦織店・阪南清掃	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	2,434,766	事業系ごみの処理に係る事業系ごみの処理手数料徴収事務の一部を委託するもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	事業系ごみシールの販売にあたり、一般家庭用ごみシール販売所に対して販売意向調査を行い（平成15年3月26日）、希望のあった取扱所に販売を依頼しているため。希望があれば、取扱所を増やしております。
環境衛生課	一般廃棄物収集運搬業務	令和6年4月1日	阪南清掃株式会社・藤野興業株式会社	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	777,791,000	市内から発生する一般廃棄物（ごみ・し尿）の収集運搬業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号で、受託者の資格要件として「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する」ことを要求していますが、契約予定先である藤野興業（株）及び阪南清掃（株）はこの要件を満たし、本市において長年の実績もあるため。
環境衛生課	アライグマ等捕獲個体措置業務委託	令和6年4月1日	大阪府	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	553,000	大阪府アライグマ防除実施計画または鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、アライグマ等の防除には府域一体となった対策を図ることが必要であることから、農業被害等を引き起こす特定外来生物であるアライグマ等の措置を依頼するもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	狐友会による個体措置業務が困難になった場合でも、捕獲措置は止めることができないため、大阪府と随意契約するもの。
環境衛生課	令和6年度 富田林畜場除草業務	令和6年4月22日	公益社団法人 富田林市シルバー人材センター	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	1,011,960	富田林畜場内の除草業務	地方自治法施行令167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。

令和 6 年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
環境衛生課	令和6年度 富田林斎場植栽樹木 剪定業務	令和6年4月22日	公益社団法人 富田林市 シルバー人材センター	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	538,912	富田林斎場内植栽樹木の剪定及び伐採業務	地方自治法施行 令167条の2第 1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
環境衛生課	令和6年度 富田林霊園植栽樹木 剪定業務	令和6年5月1日	公益社団法人 富田林市 シルバー人材センター	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	881,856	富田林霊園内植栽樹木の剪定業務	地方自治法施行 令167条の2第 1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
環境衛生課	令和6年度 富田林市立西山墓地 除草業務	令和6年5月1日	公益社団法人 富田林市 シルバー人材センター	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	708,372	富田林市立西山墓地内共用部分及び発注者の指示する場所の 除草	地方自治法施行 令167条の2第 1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
金剛連絡所	金剛連絡所エレベーターメンテナ ンス業務（長期継続契約）	令和6年5月31日	三菱電機ビルソリュー ションズ株式会社 関西 支社	令和6年6月1日 ～ 令和9年6月30日	1,668,700	金剛連絡所に設置されたエレベーターの保守、点検業務	地方自治法施行 令167条の2第 1項第2号	機器の製造会社であり、自社の持つ特許や機器の構造等を熟知した同者でなければ、 保守点検等ができないため。
金剛連絡所	空調機保守業務（長期継続契 約）	令和6年4月1日	大阪瓦斯株式会社 エナ ジソリューション事業 部	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	544,682	金剛連絡所に設置（施工）されたガスヒートポンプ（GHP）空調 機の保守業務	地方自治法施行 令167条の2第 1項第2号	機器の製造会社であり、自社の持つ特許や機器の構造等を熟知した同者でなければ、 保守点検等ができないため。
市民窓口課	令和6年度 住民基本台帳ネット ワークシステム保守業務	令和6年4月1日	日本電子計算株式会社 大阪支店	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	3,179,000	住民基本台帳ネットワークシステムは、住民基本台帳をネット ワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムです。 通常業務の保守は勿論ですが、コミュニティサーバ（CS）に おいて特に緊急を要する作業等が発生した場合、住基システム 側との一体的な原因究明と迅速な対応が必要になります。	地方自治法施行 令167条の2第 1項第2号	本市基幹系システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接 続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含 む本業務の履行が可能となるため。
市民窓口課	富田林市マイナンバーカード交 付等業務	令和6年4月1日	パーソルテンプスタッフ 株式会社 第二BPO事 業本部	令和6年4月1日 ～ 令和6年6月16日	14,892,000	本業務は、マイナンバーカードの交付に係る事務及び窓口対 応並びにコールセンター業務を主とするものです。	地方自治法施行 令167条の2第 1項第5号	令和5年度から引き続き令和6年度も切れ目なく業務を継続する必要があることか ら、実施予定の競争入札による業者決定から業務が開始できるまでの最低限の期間を 特命随意契約で委託するため。
市民窓口課	住民票送り仮名対応業務	令和6年5月30日	日本電子計算株式会社 大阪支店	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	6,765,000	令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律が改正され、住民票等の記 載事項等として、氏名の振り仮名が追加されることになりました。 よって、住民票等の振り仮名に対応する必要があるため、住民記録システム改修を行う ものです。	地方自治法施行 令167条の2第 1項第2号	法改正対応に伴う住民記録システム改修です。契約相手方は、本システムの開発業者 であり、本市独自の仕様や詳細設定を把握しているため、不具合が生じた際の原因究 明や迅速な対応が可能である唯一の業者である。したがって他社がシステム改修する ことは事実上不可能であるため。
市民窓口課	マイナンバーカード交付・予約 管理システム使用契約	令和6年6月14日	株式会社NTTデータ関 西	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	2,200,000	マイナンバーカード交付・予約管理システムは、マイナンバー カードの交付から返納までの状況を管理し、また、カードに かかる手続きにあたっては、市役所や金剛連絡所での2ヶ所 で対応できるよう予約管理に使用するものです。 当該機能を利用するには、インターネットを経由してクラウド 上のシステムを使用する必要があります。 マイナンバーカード交付・予約管理システムは、(株)NTTデー タ関西のシステムから導入したもので、当該法人はシステム の運用設定等に熟知しており、本業務の履行が可能であるた め契約を結ぶものです。	地方自治法施行 令167条の2第 1項第2号	契約相手方の(株)NTTデータは、本システムの導入業者であり、システムの内容や運用 設定などを熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を 含む本業務の履行が可能となるため。
人権・市民協働 課	令和6年度 女性相談業務（面 接・特設電話）	令和6年4月1日	有限会社フェミニストカ ウンセリング堺	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	892,980	(有) フェミニストカウンセリング堺は平成12年度から本市 の女性相談業務を行ってきた実績があります。また、個々人の カウンセリングは継続して行われるものであるという業務 の性質上、同業者による継続が不可欠であります。 以上のことから、上記の業者を希望します。	地方自治法施行 令167条の2第 1項第2号	(有) フェミニストカウンセリング堺は本市の女性相談業務を行ってきた実績があり ます。また、個々人のカウンセリングは継続して行われるものであるという業務の性 質上、同業者による継続が不可欠であるため。
人権・市民協働 課	多文化共生・人権プラザエレ ベーターメンテナンス業務（長 期継続契約）	令和6年5月1日	三菱電機ビルソリュー ションズ株式会社関西支 社	令和6年5月1日 ～ 令和7年6月30日	723,800	多文化共生・人権プラザに設置されているエレベーターの保 守管理業務	地方自治法施行 令167条の2第 1項第2号	機器の製造会社であり、自社の持つ特許や機器の構造等を熟知した同者でなければ、 保守点検等ができないため。
人権・市民協働 課	「第40回平和を考える戦争展」 事業実施業務	令和6年6月10日	株式会社アステム	契約日の翌日 ～ 令和6年8月30日	1,734,000	「第40回平和を考える戦争展」事業の実施業務にかかる委 託。 ○事業の企画・立案 ○展示物の考案、作成及び装飾 ○借 用物の適切な管理、運搬 ○会場の設営及び撤去 ○必要な 器具機材の準備 ○チラシ・ポスター等の作成	地方自治法施行 令167条の2第 1項第2号	本事業は、①様々な自治体の平和事業において魅力ある企画を立案し、来場者に好評 を得ていること、②本事業の実施に必要な人権の視点を有していること、③本市の戦 争に関する貴重な資料や平和事業に関する独自の資料・パネルを数多く所有し、多彩 な展示や発見的な内容変更が可能であること、④戦時品等の資料の運搬、保管、返却 について管理が行き届いていること、⑤これまでの戦争展事業を誠実に履行してきた 実績を有するため。